

仕 様 書

1 件名

名古屋市立大学病院救急災害医療センター用電子計算機一式の購入

2 品名

名古屋市立大学病院救急災害医療センター用電子計算機一式

3 購入物件の機器品名及び数量

本仕様書に基づき購入契約を締結するもの（以下「乙」という。）は、別紙1「機器構成等明細」に示す機器・ソフトウェア等を、公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）に納入すること。

4 納入期限

令和7年3月31日までとする。なお、詳細は別途協議するものとする。

5 納入場所

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地
名古屋市立大学病院 病棟・中央診療棟、西棟
なお、詳細は別途協議するものとする。

6 搬入条件

- (1) 乙は、契約締結日以後、甲が指定する日までに購入物件を搬入しなければならない。この搬入に要する費用は、乙の負担とする。
- (2) 納入に際し建物及び既存物品を破損又は汚損した場合には現状復旧するものとし、その費用はすべて乙の負担とする。
- (3) 購入物件の梱包材等、甲が不要と判断する機器の添付品等、不要となったものについては、乙において引き取ること。

7 検査

- (1) 別紙2「検査指示書」に従って検査を行うこと。
- (2) 検査において合格と認められないときは、乙は甲が指定する期日までに正常な物品への取替え等を乙の負担において行い、再度検査を受けること。

8 納品物

検査後、以下に示す資料等を提出すること。

- ・機器等搬入計画書
- ・端末搬入場所及び搬入数一覧
- ・ソフトウェアライセンス証書
- ・機器・ソフトウェア等説明書
- ・検収調書

9 保証

購入物件のメーカー保証期間中において故障が発生したとき、乙は速やかに故障の状況に応じて部品の交換や代替機器との取替え等は無償で行うこと。保守対象でない機器のメーカー保証期間が1年に満たない場合は1年間の保証を行うこと。

また、リコール等機器やそれを構成する部品に重大な瑕疵が発見されたときは、メーカー保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替機器との取替え等は無償で行うこと。

10 その他

- (1) 契約締結後、機器の仕様等を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更できるものとする。
- (2) ソフトウェアに対して修正等があった場合、乙は甲にその情報を遅滞無く連絡し、甲が必要と認めた場合、以下のサポートを行うこと。
 - ア 修正版ソフトウェアの提供
 - イ 保守、技術情報の提供
- (3) この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による事務を処理するにあたり、別紙3「情報取扱注意項目」、別紙4「談合その他の不正行為に係る特約条項」及び別紙5「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (4) 乙は、本院敷地内及び周辺道路において喫煙しないこと。
- (5) この仕様書に定めるものの他、名古屋市立大学契約規程その他関係法規に従うこと。また、仕様書に記載のない事項については、適宜、甲との協議に依ること。

11 連絡先

病院管理部医事課情報システム係
電話 052-858-7145 (直通)

機器構成等明細

No	品名	スペック又はメーカー名及び型番	数量
1	デスクトップ PC	<p>メーカー名: HP CPU: Intel Core i5 第 14 世代以上 メモリ: 16GB (8GB × 2) DDR4 SSD: 256GB CD/DVD ドライブなし デュアルディスプレイ対応 インターフェース: 正面: マイク・ヘッドフォンコンボジャック × 1、USB-A 3.2 Gen2 × 3、USB Type-C 3.2 Gen2 × 1 背面: DisplayPort1.4a(DP++) × 1、HDMI1.4 × 1、VGA × 1、USB-A 2.0 × 2、USB-A 3.2 Gen1 × 3、RJ-45 × 1 サイズ(W × D × H): 270 × 308 × 95mm 以下 Windows11 pro (Windows10 にダウングレード可能であること) BIOS 自己回復機能を有すること BIOS で HDD/SSD のデータを完全に消去できること EPEAT GOLD を取得していること 又はこれと同等のもの</p>	960
2	ノート PC	<p>メーカー名: HP CPU: Intel Core Ultra5 125U 以上 メモリ: 16GB (8GB × 2) DDR4 SSD: 256GB CD/DVD ドライブなし ディスプレイ: 16 インチディスプレイ カメラ: フル HD Web カメラ、プライバシーシャッター付き 無線 LAN: Realtek RTL8852CE Wi-Fi 6E 802.11a/b/g/n/ac/ax (アンテナ数: 送信 2、受信 2) (Wi-Fi 準拠) + Bluetooth5.3 インターフェース: 右側: ネットワークポート (RJ45) × 1、SuperSpeed USB Type-A 5Gbps signaling rate × 1 左側: HDMI 2.1 ポート × 1、SuperSpeed USB Type-A 5Gbps signaling rate (チャージング) × 1、SuperSpeed USB Type-C®20Gbps signaling rate (USB Power Delivery、DisplayPort™ 1.4) × 2、コンボステレオヘッドフォン/マイクジャック × 1 サイズ(W × D × H)突起部含まず: 約 360 × 251 × 17mm 以下 Windows11 pro (Windows10 にダウングレード可能であること) BIOS 自己回復機能を有すること BIOS で HDD/SSD のデータを完全に消去できること EPEAT GOLD を取得していること 設計寿命が充放電 1,000 回可能な高性能バッテリーを搭載していること バッテリー出荷時モードなどの設定によりバッテリーの劣化を防ぐ機能を有すること 又はこれと同等のもの</p>	120
3	読影端末	<p>メーカー名: NEC Express5800/53xm CPU: Corei5-12500 メモリ: 16GB SSD: 512GB 光ディスクドライブ: 内臓 DVD SUPER MULTI ライザーカード: PCIe4 (IF: PCIe(x16)、PCIe(x4)) 追加デバイス: EIZO グラフィックスボード MED-XN51LP 又はこれと同等のもの</p>	12
4	マウス	<p>バッファロー BSMBU300BK 又はこれと同等のもの</p>	972
5	キーボード	富士通 FMV-KB338 又はこれと同等のもの	972
6	キーボードカバー (デスクトップ PC 用)	No.5 のキーボード専用のもの	972

7	キーボードカバー(ノート PC 用)	No.2 のノート PC に装着できるもの	120
8	モニタ(診療用)	メーカー名: EIZO 現行モデル(EIZO EV2451)相当以上 液晶 23.8 インチ 解像度: 1920×1080 液晶 23.8 インチ 解像度: 1920×1080 又はこれと同等のもの	252
9	モニタ(一般用)	現行モデル(iiyamaXUB2495WSU)相当以上、液晶 23.8 インチ	162
10	IC カードリーダー	SONY RC-S380/S 又はこれと同等のもの	482
11	A4 モノクロプリンタ	リコー P501 又はこれと同等のもの	40
12	A4 モノクロプリンタ用増設トレイ	No.11 の A4 モノクロプリンタ用 250 枚増設トレイ	40
13	A4A3 兼用カラープリンタ	リコー P C6010 又はこれと同等のもの	60
14	A4A3 兼用カラープリンタ用増設トレイ	No.13 の A4A3 兼用カラープリンタ用 550 枚増設トレイ	60
15	ラベルプリンタ	ムーブ TSP743 II E3-LFX(S) 又はこれと同等のもの	50
16	リストバンドプリンタ	エプソン CW-C4020M 又はこれと同等のもの	15
17	リストバンドプリンタ専用アタッチメント	No.16 のリストバンドプリンタ用	15
18	スキャナ(フラット)	キャノン Lide400 又はこれと同等のもの	15
19	スキャナ(フィーダー)	エプソン DS-531 又はこれと同等のもの	10
20	バーコードスキャナ	OPTICON OPN-3102i 又はこれと同等のもの	25
21	LAN ケーブル	ケーブル長 2m カテゴリ 6	100
22	LAN ケーブル	ケーブル長 3m カテゴリ 6	150
23	LAN ケーブル	ケーブル長 5m カテゴリ 6	150
24	LAN ケーブル	ケーブル長 10m カテゴリ 6	70
25	電源タップ	4 口 ケーブル長 3m	50
26	電源タップ	8 口 ケーブル長 3m	50
27	スイッチングハブ	8 ポート 1000BASE-T 以上	30
28	スイッチングハブ	16 ポート 1000BASE-T 以上	20
29	診察券発行機	ドッドウエル ビー・エム・エス DP-3000A 又はこれと同等のもの	1
30	ディスクデュプリケーター	EPSON PP-100NE II 又はこれと同等のもの	1
31	書画カメラ(CD ラベルキャプチャ)	I-O DATA DVR-UC24 又はこれと同等のもの	1
32	USB Type-C 対応外付型 DVD ドライブ	IPEVO CDVU-08IP 又はこれと同等のもの	1
33	Microsoft Office	Microsoft Office Professional Academic 2024 又はこれと同等のもの	1092
34	日本語入力システム	JL-Government ATOK Medical 3 for Windows 又はこれと同等のもの	1092
35	日本語入力システム	ATOK Medical 3 for Windows インストールメディア 又はこれと同等のもの	1
36	医用辞書	JL-Government 医学辞書 2024 for ATOK 又はこれと同等のもの	1092
37	医用辞書	医学辞書 2024 for ATOK vol.1 インストールメディア(PDF マ ニュアル付) 又はこれと同等のもの	1
38	OS デプロイメント・ ディスクイメージングツール	Acronis Snap Deploy for PC Deployment License + 初年度 保守 50 - 249 又はこれと同等のもの	482
39	Client Access License	【SiCSP 教育機関専用】Windows Server 2022 - 1 Device CAL 又はこれと同等のもの	1092

※機器に標準装備される消耗品についても納品すること。

検査指示書

この契約を受けた者（以下「乙」という。）は、契約締結後速やかに、購入物件の搬入作業日程等について、本院が指定する検査員へ連絡し、必要な指示を受けること。

1 検査員

病院管理部医事課情報システム係長

2 完了検査

- (1) 購入物件の搬入が完了したときは、速やかに検査員に報告し検査員が指定する日に完了検査を受けること。
- (2) 完了検査の際には、機器等の確認を行うので、機器構成・性能及び設定等について説明ができる者が立ち会うこと。

3 納品書の提出

完了検査を受けた後、速やかに納品書を検査員に提出すること。

4 検査員の指示に従う義務

- (1) 乙は、検査員の検査に係る指示に従うものとし、検査員から購入物件についての説明及び資料提出を求められた場合は、速やかに応じるものとする。
- (2) 上記の検査以外にも、履行の確保のため検査員が必要と判断した場合は、検査を実施することがある。

5 検査費用についての乙の負担義務

上記の手続は、いずれも乙の負担により行うものとし、納品書の提出、検査に直接要する費用、並びに検査のため変形、変質、消耗又は毀損した物品の損失に係る費用は、全て乙の負担とする。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第1条 公立大学法人名古屋市立大学(以下「甲」という。)は、請負人(以下「乙」という。)がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法(明治40年法律第45条)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、公立大学法人名古屋市立大学契約規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第78号)(以下「契約規程」という。)第41条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 乙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、請負金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規程第43条第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違法行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

(2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。